

第1回湖南省図書館基本計画策定委員会 次第

日時 令和8年(2026年)7月2日午後4時～

場所 湖南省甲西図書館2階 視聴覚室

1. 開会・あいさつ

2. 委員等自己紹介

3. 会長の選出

4. 議事

(1)図書館基本計画策定の目的・背景説明

(2)現状報告・令和7年度実績報告

(3)今後のスケジュール説明

5. 閉会

配布資料 ・委嘱状

・委員名簿【資料1】

・策定委員会資料【資料2】

・令和7年度実績報告【資料3】

・甲西図書館リニューアル基本構想概要版【資料4】

・アンケート案【資料5】

・図書館法【資料6】

・文部科学省【資料7】

・図書館基本計画策定委員会設置条例【資料8】

湖南省図書館基本計画策定委員会委員

(委嘱期間 令和8年6月23日～令和9年3月31日)

敬称略、五十音順

氏名	ふりがな	備考
植西 源二	うえにし げんじ	元下田南区長
小野田 文雄	おのだ ふみお	滋賀県学校図書館協議会顧問
嶋田 学	しまだ まなぶ	京都橘大学文学部歴史遺産学科教授
立入 善治	たちいり よしはる	公募委員
谷口 郁美	たにぐち いくみ	滋賀県社会福祉協議会副会長
藤居 未来	ふじい みき	滋賀県立甲西高等学校図書館司書
藤本 聡子	ふじもと さとこ	湖南省立石部小学校教頭
山中 恒男	やまなか つねお	三雲学区まちづくり協議会会長
山本 徹	やまもと とおる	元石部南区長
吉村 哲治	よしむら てつじ	公募委員

湖南省図書館基本計画策定に向けて

教育部 図書館

湖南省図書館基本計画策定の背景について

湖南省立図書館の 歴史と基本目標

1989年6月11日に
甲西町立図書館が、
1990年11月18日
に石部町立図書館
が開館しました。

**「暮らしの中に図
書館を」を基本目
標に掲げ、資料の
収集・保存・提供
のみならず、読書
推進や学習機会の
提供など、多様な
事業を展開してき
ました。**

読書環境の整備

2008年に「湖南
市子ども読書活動
推進計画」を策定
しました。

2023年には「湖
南市読書バリアフ
リー計画」を策定
しました。

**子どもから高齢者、
障がいのある方ま
で、すべての市民
が読書に親しめる
環境づくりを進め
ています。**

社会経済変化と 公共施設の課題

人口減少や少子高
齢化に伴い、税収
が減少し、社会保
障費が増大してい
るため、厳しい財
政状況が続いてい
ます。

公共施設の維持が
難しくなる中、限
られた行政資源で
**将来の図書館サー
ビスを維持・向上
するため、施設の
あり方を見直し、
集約の方向性を示
しています。**

計画の目的と 方向性

湖南省立図書館を
将来にわたり持続
可能で魅力ある施
設として発展させ
ることをめざして
いきます。

**すべての市民に
とって「人と知と
文化が交わる場」
となることを目標
としています。**

その実現に向けた
施策を体系的に整
理していきます。

法令との整合と サービス向上

**図書館法第7条の
2や文部科学省の
告示に基づき計画
を策定していきま
す。**

**湖南省の関連計画
との整合を図りな
がら、サービスの
質の向上と効率的
・効果的な運営
をめざしていきま
す。**

これまでの経過について

公共施設の再編

市の身の丈に応じた施設保有量の実現や、将来ニーズに対応した施設再編整備の方向性を示すことを目的に湖南省公共施設等総合管理計画を平成28年3月に策定しました。

湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画は、総合管理計画で示した方向性に基づいた施設再編および適正な維持管理による長寿命化の推進を図ることを目的に令和3年3月に策定しました。

現在までの経過

- ・令和5年9月市議会定例会で石部図書館を廃止する「議案第53号湖南省立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」の議会での審議
- ・令和5年11月議会臨時会において否決（計画への位置づけ、説明が不十分）
- ・個別施設計画での図書館の位置付けを改めて整理し、議会にも説明を重ねながら、施設再編の考え方を示してきました。

湖南省立図書館について

- ・限られた行政資源の中で、将来にわたって図書館サービスを維持・向上していくためには、施設のあり方についての判断を行う必要があります。
- ・湖南省公共施設等総合管理計画個別施設計画のなかで、**現状の2館体制を見直し**、施設の方向性を甲西図書館への集約としています。
- ・図書館集約後の図書館基本計画を具現化する施設のあり方は、甲西図書館リニューアルや西庁舎周辺整備等の公共施設の再編、再配置の中で検討していきます。

図書館基本計画策定に向けて

令和 8 年 6 月 福祉教育常任委員会・議員全員協議会・定例教育委員会報告資料

前提：図書館法

図書館法第 7 条の 2 に規定する「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）に基づき、本市の関連計画との整合性を図りながら策定をする。

第 1 回基本計画策定委員会資料

第 1 章：計画策定の基本方針

第 2 章：図書館を取り巻く現状と課題

第 3 章：目指すべき将来像と基本理念

第 4 章：甲西図書館リニューアルについて

第 5 章：基本施策（柱）

第 6 章：計画の推進体制

関連計画：・総合計画
・個別施設計画・教育振興プラン
・子ども読書活動推進計画
・読書バリアフリー計画
・甲西図書館リニューアル基本構想

市全体の図書館サービス最適化の観点

市民憩い文化ゾーン、西庁舎周辺整備事業との連動

図書館協議会

説明・報告

図書館法第 10 条では、図書館協議会が**図書館に関する事務を統一的に進めるための調査研究や提案を行う**ことが求められています。また、協議会には**図書館の運営方針や予算に関する意見を述べる役割**があり、図書館同士のネットワークを強化することが重要とされています。

策定委員会毎の内容の説明・意見聴取

議会報告

策定委員会の内容について報告

報告内容等は、福祉教育常任委員長と相談

策定委員会毎の内容及び図書館協議会での意見内容を報告

図書館基本計画の基本理念・グランドビジョン（案）について

理念

- ・暮らしの中に図書館を～知と交流の拠点、誰もが集うみんなの図書館

目指す姿

- ・「本を読む場所」から「人と知と文化が交わる場」への進化

- ・あらゆる世代が利用しやすい情報拠点
- ・知的好奇心と学習意欲を高める知の拠点
- ・個性が出会い、集える交流の拠点

基本方針



- ・地域の情報拠点となる図書館
- ・こどもと未来を育てる図書館
- ・ほっとできる居場所となる図書館
- ・市民の学びを支える図書館
- ・市民協働で運営する図書館

基本目標



- ・施設 市民が情報を身近に感じることができる仕組みづくり
- ・資料 各地域における図書館の役割の見直し
- ・職員 充実した図書館サービスの提供

重点目標

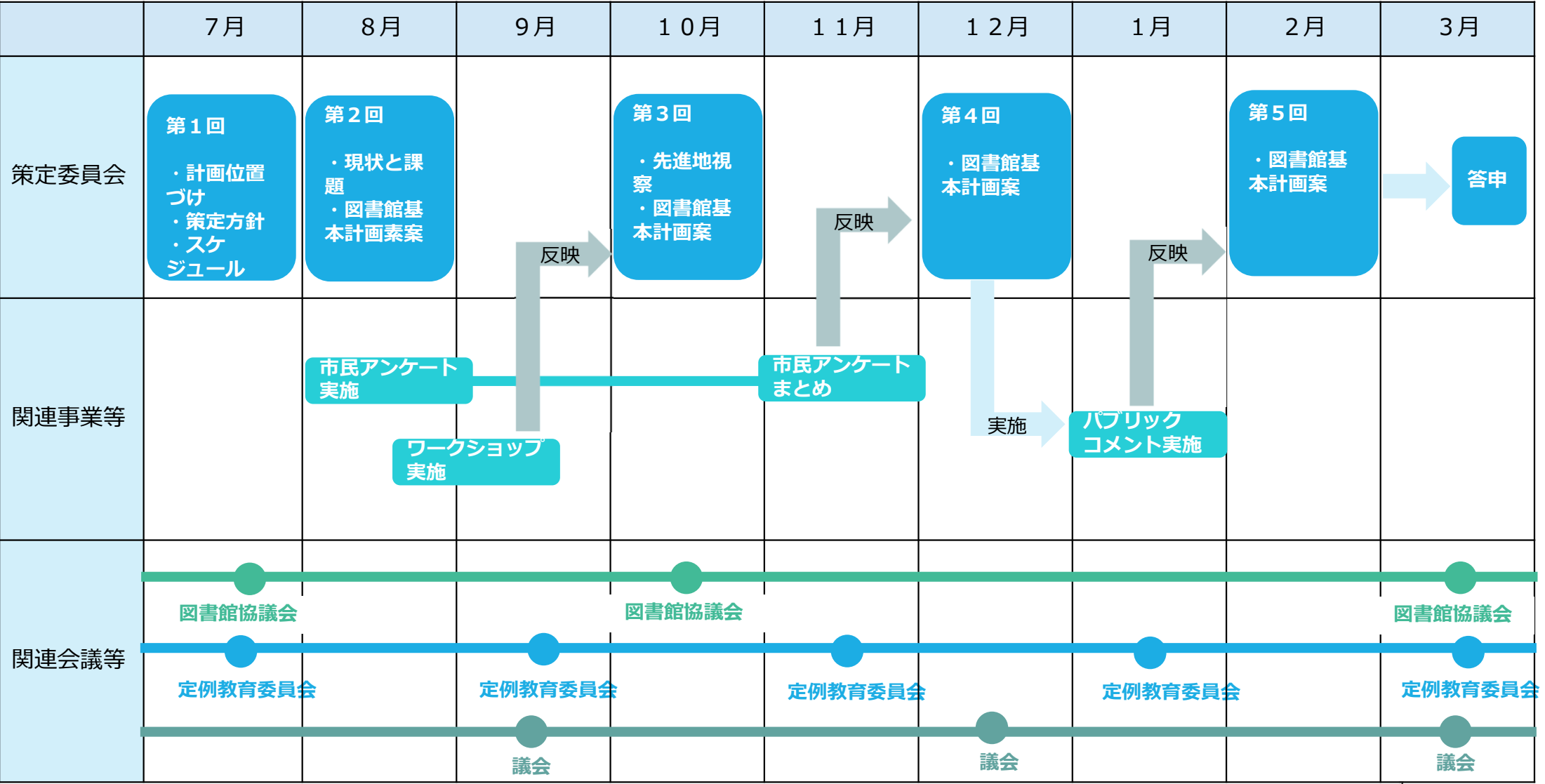


策定に係る全体スケジュールについて

令和8年6月 福祉教育常任委員会・議員全員協議会・定例教育委員会報告資料

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会	公募委員募集	公募委員選定 委員依頼	第1回 7/2	計画位置づけ 策定方針・スケジュール	第2回 現状と課題 図書館基本計画 素案		第3回 先進地視察 図書館基本計画 案		第4回 図書館基本計画 案 パブコメ実施案		第5回 図書館基本計画 案 パブコメ反映	
計画策定		企画・設計・準備	第1回資料作成	第2回資料作成		第3回資料作成 ワークショップ 反映		第4回資料作成 アンケート・反映		第5回資料作成 パブコメ反映		
アンケート 2,000通			まとめ分析用 補正予算要求		調査実施	アンケート分析 補正予算	集計・分析	まとめ				
ワークショップ					8/下旬 ワーク ショップ 図書館で、したい ことについて							
教育委員会				策定委員会について 第1回 内容報告		第2回 内容報告		第3回 内容報告		第4回 内容報告		第5回 内容報告
図書館協議会				策定委員会・第1 回内容			第2回内 容報告 第3回案		交流会			計画案
市議会			全員協議 会・福祉 教育常任 委員会			全員協議 会・福祉 教育常任 委員会			全員協議 会・福祉 教育常任 委員会			全員協議 会・福祉 教育常任 委員会
パブリック コメント									実施 議会説明	パブコメ実施		

策定委員会スケジュールについて



策定にあたって

湖南省では、地域の歴史やこれまでの図書館サービスの成果をふまえ、これからの多様なニーズや社会の変化に対応できる図書館の基盤をつくるため、「図書館基本計画」を策定します。

現在、人口が減り高齢化が進む中で、情報環境も急速に変わっています。こうした時代だからこそ、図書館は「本を読む場所」だけでなく、「**人と知識、文化が交流する場**」へと進化する必要があります。誰もが気軽に集まり、学びや憩いを楽しめる「みんなの図書館」を目指します。

本計画では、甲西図書館のリニューアルをはじめ、市内の図書館のあり方を検討していきます。限られた予算や資源を有効に使い、市民サービスの質を高めるため、現在の**二つの図書館体制の見直し**も進めていきます。

公共施設の再編は将来的に持続可能な行政サービスを続けるために必要です。

図書館についても、現在だけでなく将来の市民のために最適な施設運営について検討しています。そのため、市としては図書館を集約する方向で考えています。

大切なのは、市民の皆さんに**どのような図書館サービスを提供するか**です。「図書館基本計画」を策定する中で、市内の図書館サービス全体の質を保ちつつ、必要なサービス内容を策定委員会だけでなく市民の皆さんからのご意見も取り入れて検討します。施設の再編や配置の見直しも、市民とともに時間をかけて進めます。

また、子どもの読書活動の推進計画や図書館のバリアフリー計画と連携し、市民の声を反映した資料やサービスの充実、ICT（情報通信技術）を活用した利用環境の改善にも力を入れていきます。

計画策定の過程では、**市民アンケート**や**ワークショップ**を開催して参加を呼びかけ、図書館協議会や教育委員会、議会とも連携しながら内容の検証と合意形成を進めます。

今後5年間を見据え、「世代や興味を超えて集えるコミュニティの拠点」として、市民一人ひとりの学びと交流を深め、暮らしを豊かに支える湖南省の図書館をつくっていきます。

GRAND VISION

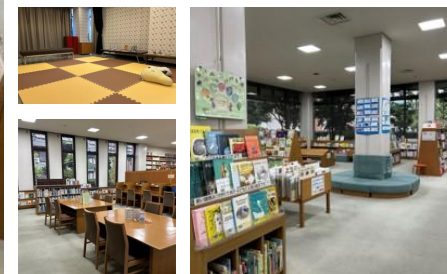
暮らしの中に図書館を

**～知と交流の拠点、
誰もが集うみんなの図書館～**

図書館を「本を読む場所」から「人と知と文化が
交わる場」へと進化させ、本を通じて集い

世代や関心を超えて集えるコミュニティの拠点
とします。

日常の暮らしの一部として、誰もが自然に足を運べる
温かな空間を目指します。



第1章：計画策定の基本方針

◇基本方針



知識と文化の情報拠点

情報を得るためにあらゆる世代の人が
利用しやすい図書館



癒しや育みの居場所

次世代までやさしくつつみこむ
ウエルビーイングな図書館



交流と発信の創造空間

様々な個性が出会い、集い、
ともに創り上げていく図書館

第1章：計画策定の基本方針

◇基本目標と重点目標

✓ 5つの基本目標

- 情報と文化の拠点となる図書館
- こどもと未来を育てる図書館
- ほっとできる居場所となる図書館
- 市民の学びを支える図書館
- 市民協働で運営する図書館



✓ 3つの重点目標

施設	資料	職員
・ 市民が情報を身近に感じられる仕組みを作ります。	・ 各地域における読書環境を考えていきます。	・ 充実した図書館サービスを提供します。

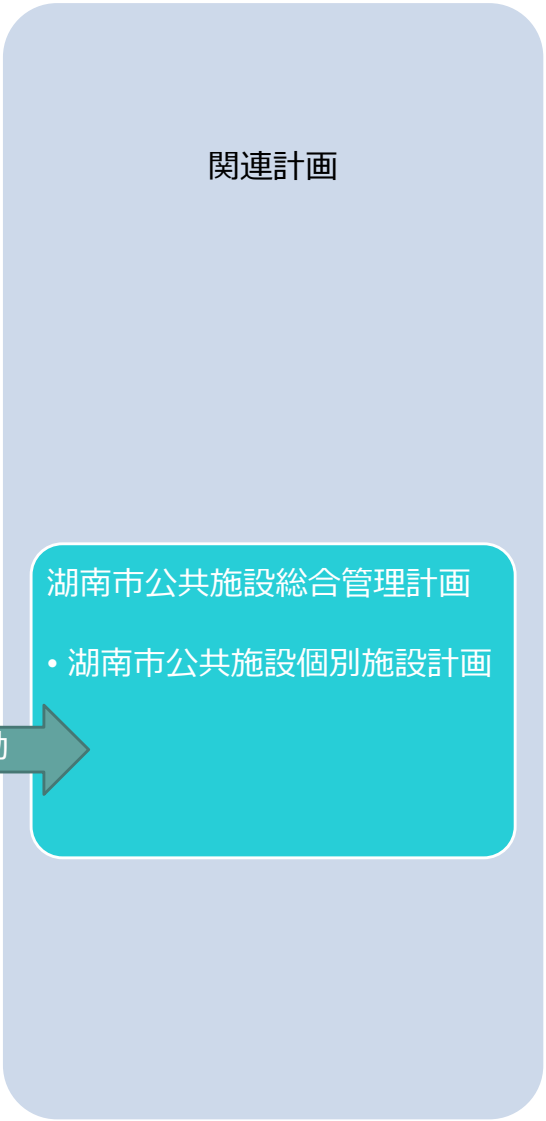
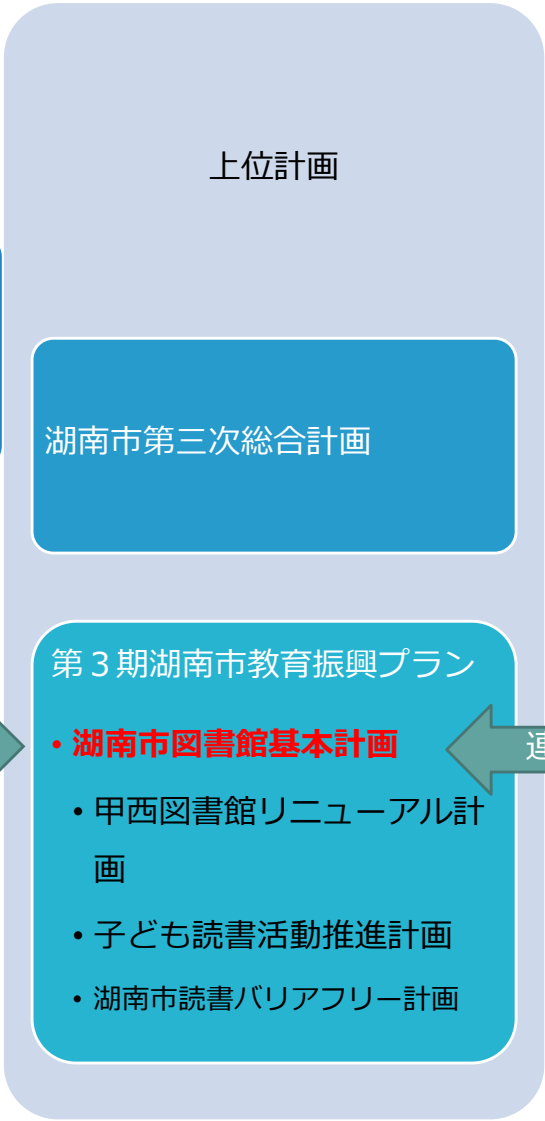
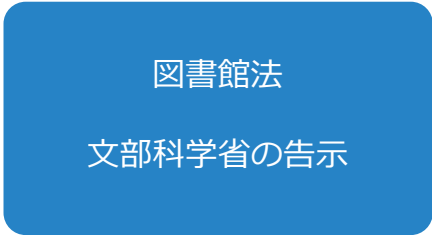
第1章：計画策定の基本方針

◇計画の位置づけ

本計画を、「湖南省第3次総合計画」「第3期湖南省教育振興プラン」を上位計画とし、教育振興プランの個別計画として位置づけます。

上位法である図書館法や文部科学省の告示に基づき計画を策定していきます。

湖南省の関連計画との整合を図りながら、サービスの質の向上と効率的・効果的な運営をめざしていきます。



◇計画の期間

令和9（2027）年度から令和14（2032）年度までの5年間とします。

第2章：図書館を取り巻く現状と課題

◇運営面の現状と課題

利用者への情報提供が十分とは言えない

課題 1

利用者への
情報提供
不足

貸出資料リスト、新刊情報、案内表示の不足により利用者が必要な情報を得にくい。

イベントは開催も、利用促進と満足度が不足している

課題 2

イベント開
催・利用
促進の不足

イベント内容や告知・参加促進が限定的で、多様な利用者ニーズに対応しきれていない。

休館日が多く、利用制限があり、利用しづらい

課題 3

利用時間・
休館日の
制約

休館日が多く、開館時間が短いことが利用制約となっている。

サービス態度や利用者への案内・相談対応に不満を持つ利用者がある

課題 4

職員対応の
改善

満足度向上のための専門職の配置や、研修・体制強化が必要。

市内外の図書館間連携やサービス展開の強化が期待されている

課題 5

図書館間
連携の不足

市内外の図書館との連携が弱く、サービスの幅・質の向上に繋がっていない。

図書館内外のコラボレーションや文化イベントの拡充に期待がある

課題 6

利用者ニ
ーズ多様化へ
の対応不足

多様な利用者層に対するサービス展開や情報発信が不十分。

利用者アンケートの回答率やそれに基づく改善の反映度合いに懸念の声がある

課題 7

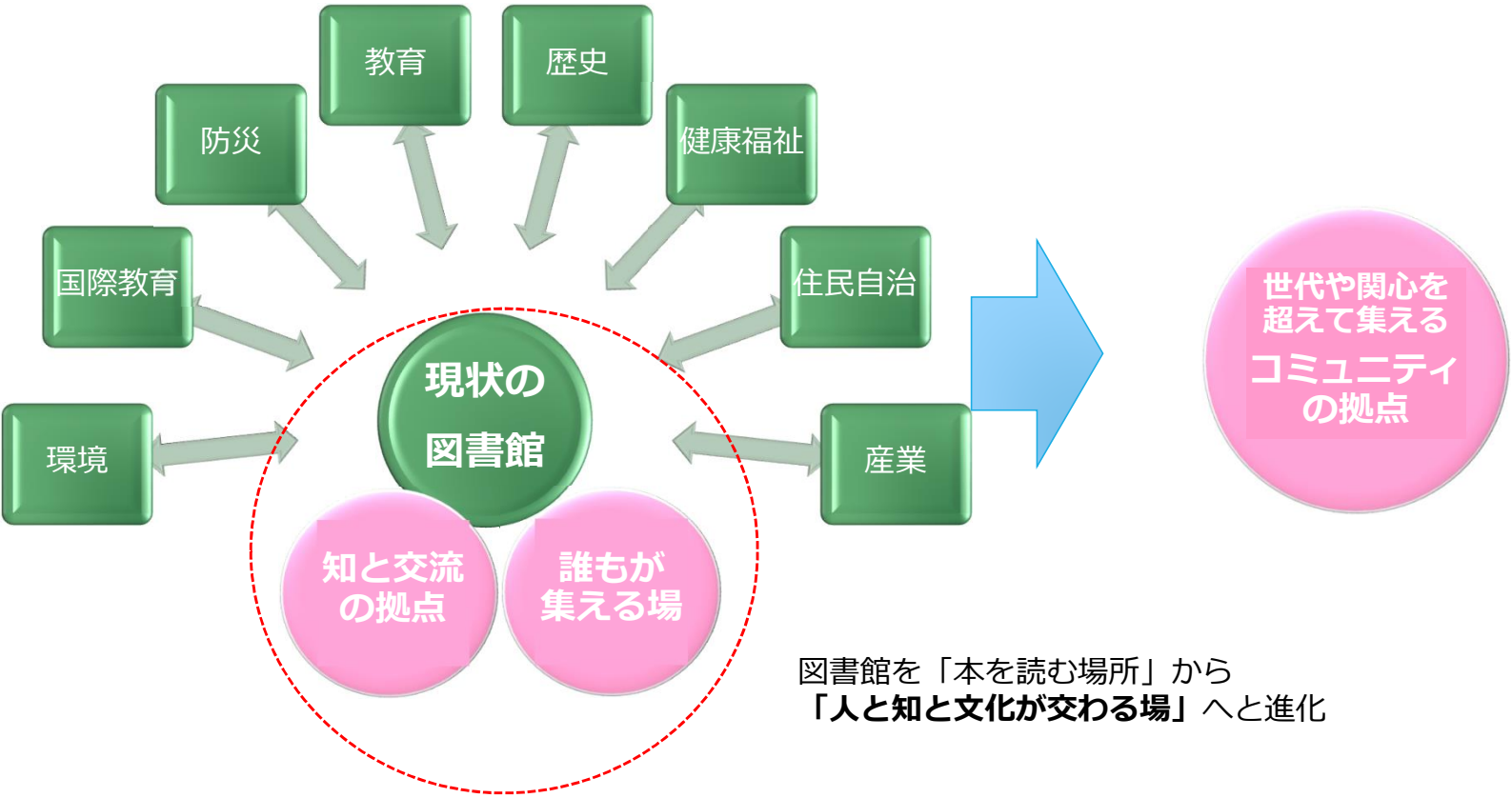
利用者アン
ケートの
活用不足

アンケート結果の反映や改善策の実施が進んでいない。

第3章：目指すべき将来像と基本理念

目指すべき将来像

イメージ



図書館を「本を読む場所」から
「人と知と文化が交わる場」へと進化

第 4 章：甲西図書館リニューアルについて

令和 7 年度構想検討

本と出会える空間をつくります

図書館に来館された多くの方に本を手にとってもらうために、色々な種類の本を収集するとともに、本の見せ方を工夫します。さらに、子どもや若い人たち向けの本を増やすとともに、ICT を活用して利用しやすい図書館を目指します。

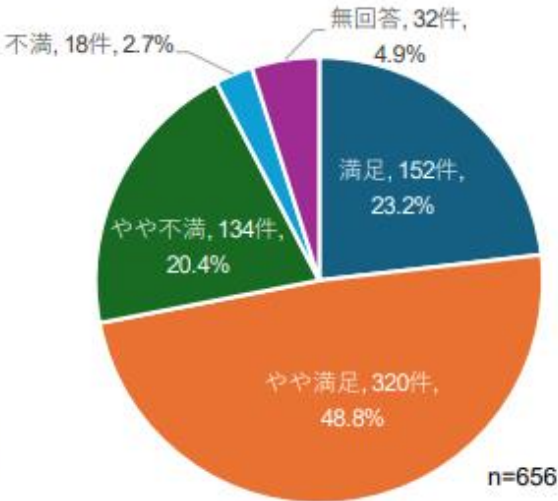
<先進事例>



こども本の森 中之島
(大阪府大阪市)



鹿児島市立天文館図書館
(鹿児島県鹿児島市)



※ パーセントは回答者656人に対する割合

甲西図書館の本の探しやすさの満足度
(市民アンケート調査結果より)

第4章：甲西図書館リニューアルについて

令和7年度構想検討

市民の居場所をつくります

本を読んだり、本を借りたりすること以外に、気軽に立ち寄って、思い思いの時間を過ごせるような、市民ひとりひとりの居場所をつくります。

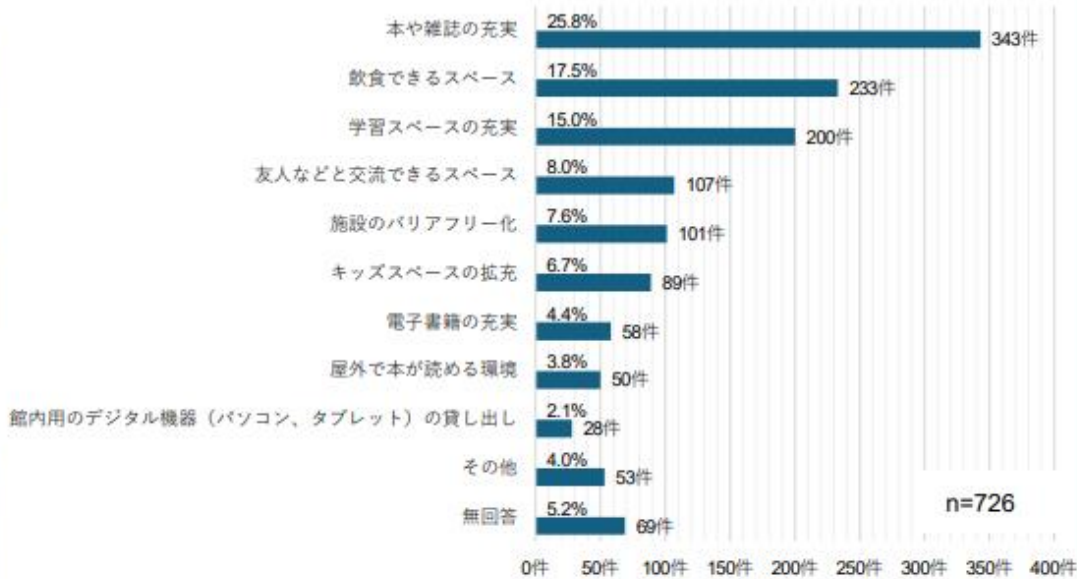
<先進事例>



みんなのもり ぎふメディアコスモス
(岐阜県岐阜市)



海老名市立有馬図書館(神奈川県海老名市)



※ パーセントは回答者726人に対する割合

リニューアル後の甲西図書館にほしい設備やサービス(複数回答)
(市民アンケート調査結果より)

第4章：甲西図書館リニューアルについて

令和7年度構想検討

図書館に来られない人にも本を届ける仕組みをつくります

開館時間に図書館に来られない人も本を借りられるよう、館外に予約本を受け取れる予約受取機の設置を検討するとともに、電子書籍を拡充します。さらに、開館日・開館時間の見直しを検討します。

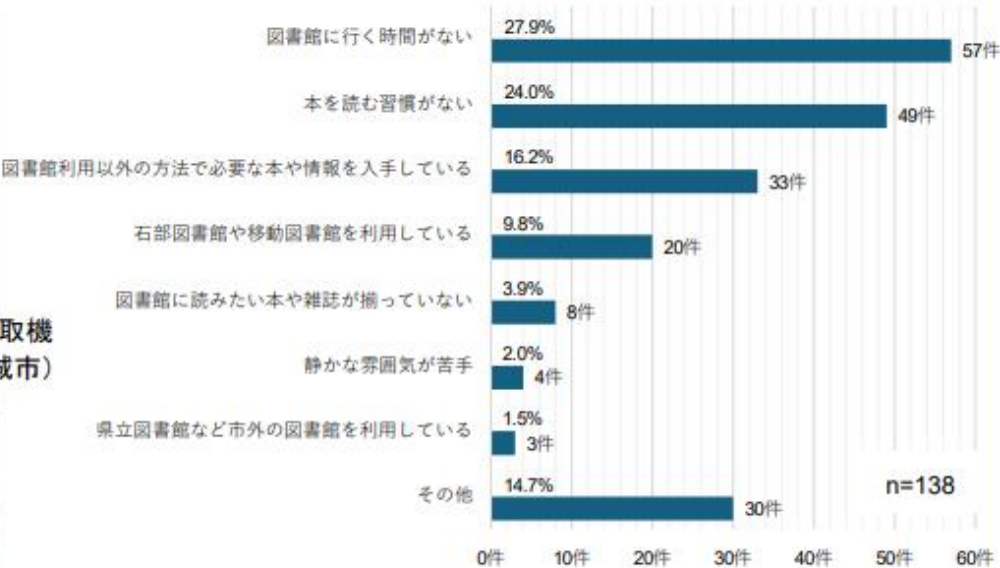
＜先進事例＞



館外で24時間予約本を受け取れる予約受取機
安城市図書館アンフォーレ(愛知県安城市)



利用者がセルフで本の貸出・返却ができる自動貸出機
安城市図書館アンフォーレ(愛知県安城市)



※ パーセントは回答者138人に対する割合

甲西図書館を利用したことがない理由(複数回答)
(市民アンケート調査結果より)

第4章：甲西図書館リニューアルについて

令和7年度構想検討

市民とともに育つ図書館をつくります

湖南省の情報を収集・発信するとともに、魅力的なイベントを開催します。さらに、森北公園や文化ホールと一体となって、「憩いの文化ゾーン」の魅力を向上します。

＜先進事例＞



那須塩原市図書館みるる(栃木県那須塩原市)



那須塩原市図書館みるる(栃木県那須塩原市)

森北公園・文化ホールとの組み合わせ利用の主な意見
(市民アンケート調査結果より)

- 図書館、森北公園、文化ホールを仕切る道路をなくし、一体化してほしい
- 図書館、森北公園、文化ホールの駐車場をまとめてほしい
- 図書館の本を森北公園で読めるように、森北公園に屋根のあるスペースをつくってほしい
- カフェやオープンデッキ等、森北公園に飲食のできるスペースをつくってほしい

第5章 ：基本施策 (柱)

1. 多世代が利用しやすい施設の整備

バリアフリー化や子ども用スペースなど充実を図り、誰もが気軽に訪れやすい環境を整える。

Wi-Fiやデジタル機器の提供など、情報アクセス環境の充実も推進。

2. 地域特性に応じた資料の充実と見直し

地域の文化や歴史、ニーズに即した資料収集や分類を行う。

電子書籍や多言語資料の導入も進め、幅広い利用者のニーズに応える。

3. 市民参加型の図書館運営の推進

市民ボランティアなどによる協働運営を促進し、地域住民の声を反映。

イベントやワークショップを通じて地域とつながりを深める。

4. 知的好奇心を刺激する学習支援プログラムの展開

読書会、講演会、親子ワークショップなど多様なプログラムを企画。

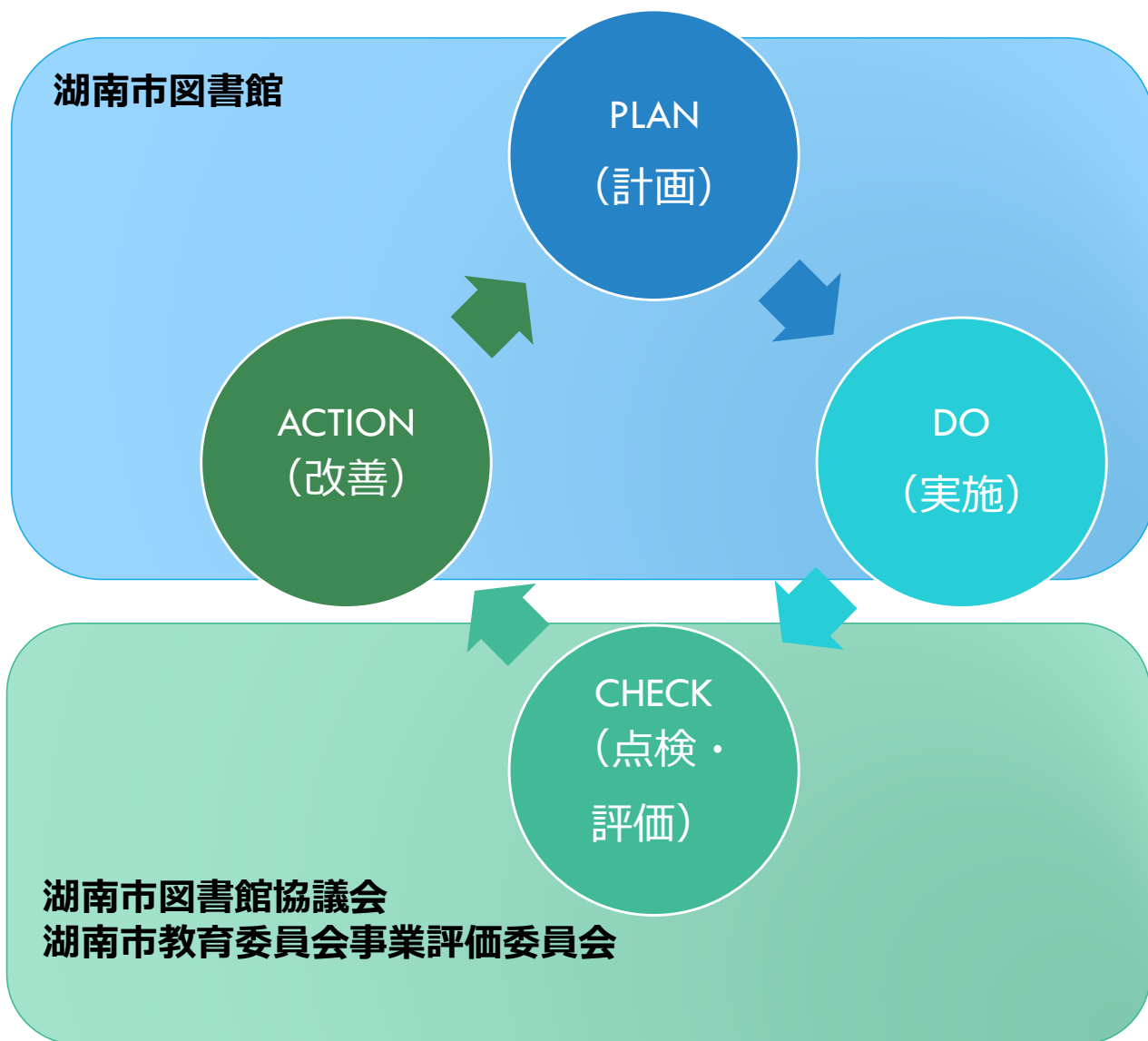
学習支援や情報リテラシー講座を提供し、市民の生涯学習を支える。

5. 職員の専門性向上とサービス品質の向上

定期的な研修や専門性向上のための研修制度を確立。

利用者対応力や情報整理能力を高め、充実した図書館サービスを継続的に提供。

第6章：計画の推進体制



○本計画の推進に当たっては、各施策の取組の状況や成果を点検・評価し、さらに次の取組みに活かしていく「PLAN (計画)」⇒「DO (実施)」⇒CHECK (点検・評価)⇒「ACTION (改善)」のPDCAサイクルが重要です。

○目標に基づく具体的な施策の実施状況等を踏まえ、設定した指標を用いて毎年度客観的に進捗状況を点検・評価します。

○計画全体の進捗状況については、毎年度湖南省図書館協議会に報告し、評価を受けるとともに、湖南省教育事業評価委員会等においても主要実施事業等の検証・評価を行います。

○湖南省図書館協議会及び湖南省教育行政事務点検評価委員会等の評価をフィードバックし、施策の実施や進捗管理を行います。

令和7年度 湖南省立図書館事業実績報告（2026年3月末現在）

1. 利用状況

① 開館日数

石部	239日	※巡回回数
甲西	235日	
移動	249回	

② 新規登録者（人）

		石部図書館			甲西図書館			全館		
		市内	広域（甲賀市）	計	市内	広域（甲賀市）	計	市内	広域（甲賀市）	計
R7	一般	128	3	131	322	51	373	450	54	504
	児童	69	0	69	326	4	330	395	4	399
	合計	197	3	200	648	55	703	845	58	903

新規登録者 経年（人）

		石部図書館			甲西図書館			全館		
		市内	甲賀市	計	市内	甲賀市	計	市内	甲賀市	計
R6	一般	93	7	100	266	49	315	359	56	415
	児童	37	0	37	287	2	289	324	2	326
	合計	130	7	137	553	51	604	683	58	741
R5	一般	82	2	84	264	44	308	346	46	392
	児童	45	0	45	407	4	411	452	4	456
	合計	127	2	129	671	48	719	798	50	848
R4	一般	99	2	101	302	60	362	401	62	463
	児童	33	0	33	458	8	466	491	8	499
	合計	132	2	134	760	68	828	892	70	962
R3	一般	106	13	119	314	104	418	420	117	537
	児童	55	1	56	510	7	517	565	8	573
	合計	161	14	175	824	111	935	985	125	1,110
R2	一般			105			306			411
	児童			63			534			597
	合計			168			840			1,008

※移動図書館で受付した新規登録は利用カードをシステム上作成した甲西図書館または
石部図書館の登録数に含まれる

※児童…12歳以下

③ 実利用者（人）

		一般	児童	合計	一般（市内）	児童（市内）	合計（市内）
R7	実利用者数	5,637	1,569	7,206	5,208	1,547	6,755
	市の人口				48,361	5,518	53,879
	実利用率				10.8%	28.0%	12.5%

実利用者 経年（人）

		一般	児童	合計	一般（市内）	児童（市内）	合計（市内）
R6	実利用者数	5,805	1,595	7,400	5,368	1,580	6,948
	市の人口				48,323	5,746	54,069
	実利用率				11.1%	27.5%	12.9%
R5	実利用者数	5,873	1,679	7,552	5,466	1,662	7,128
	市の人口				48,461	5,932	54,393
	実利用率				11.3%	28.0%	13.1%
R4	実利用者数	5,895	1,694	7,589	5,462	1,672	7,134
	市の人口				48,361	6,081	54,442
	実利用率				11.3%	27.5%	13.1%
R3	実利用者数	6,029	1,985	8,014	5,572	1,959	7,531
	市の人口				48,585	6,253	54,838
	実利用率				11.5%	31.3%	13.7%
R2	実利用者数	5,890	1,592	7,482	5,603	1,586	7,189
	市の人口				48,741	6,364	55,105
	実利用率				11.5%	24.9%	13.0%

※実利用者数＝来館者や登録者の数ではなく、年度中に一回以上貸出をした人の実数。

※実利用率＝実利用者÷人口（各年度４月１日または３月31日現在）

④ 貸出冊数（冊）

		石部 図書館	甲西図書館				全館合計
			甲西	移動	電子	甲西合計	
R7	一般書	46,566	169,452	1,978	453	171,883	218,449
	児童書	16,639	55,269	5,755	78	61,102	77,741
	小計	63,205	224,721	7,733	531	232,985	296,190
	1日平均	264	956	31	—	—	—
	(開館日数)	(239日)	(235日)	(249回)	—	—	—

※移動図書館の一日平均は、巡回箇所1箇所の平均冊数

貸出冊数 経年（冊）

		石部 図書館	甲西図書館				全館合計
			甲西	移動	電子	甲西合計	
R6	一般書	50,237	168,154	2,626	554	171,334	221,571
	児童書	19,059	57,523	6,909	35	64,467	83,526
	小計	69,296	225,677	9,535	589	235,801	305,097
R5	一般書	51,865	166,191	2,710	652	169,553	221,418
	児童書	17,926	62,765	7,182	72	70,019	87,945
	小計	69,791	228,956	9,892	724	239,572	309,363
R4	一般書	54,141	167,175	2,684	771	170,630	224,771
	児童書	20,160	63,674	8,099	67	71,840	92,000
	小計	74,301	230,849	10,783	838	242,470	316,771
R3	一般書	55,328	178,598	2,425	854	181,877	237,205
	児童書	21,115	68,542	10,841	105	79,488	100,603
	小計	76,443	247,140	13,266	959	261,365	337,808
R2	一般書	52,073	169,442	1,985	1,398	172,825	224,898
	児童書	17,225	59,754	6,020	111	64,585	81,810
	小計	69,298	229,196	8,005	1,509	237,410	306,708

⑤ 貸出人数（人）

		石部 図書館	甲西図書館				全館合計
			甲西	移動	電子	甲西合計	
R7	一般	15,780	44,344	640	453	45,437	61,217
	児童	1,239	4,445	3,711	78	8,234	9,473
	小計	17,019	48,789	4,351	531	53,671	70,690
	1日平均	71	208	17	—	—	—

貸出人数 経年（人）

		石部 図書館	甲西図書館				全館合計
			甲西	移動	電子	甲西合計	
R6	一般	15,820	43,890	737	554	45,181	61,001
	児童	1,191	4,022	3,657	35	7,714	8,905
	小計	17,011	47,912	4,394	589	52,895	69,906
R5	一般	15,607	41,161	786	652	42,599	58,206
	児童	1,011	3,556	4,123	72	7,751	8,762
	小計	16,618	44,717	4,909	724	50,350	66,968
R4	一般	15,365	38,903	659	771	40,333	55,698
	児童	986	3,056	4,978	67	8,101	9,087
	小計	16,351	41,959	5,637	838	48,434	64,785
R3	一般	15,930	41,351	590	854	42,795	58,725
	児童	1,156	3,587	5,657	105	9,349	10,505
	小計	17,086	44,938	6,247	959	52,144	69,230
R2	一般	14,965	40,026	551	1,398	41,975	56,940
	児童	1,014	3,377	3,098	111	6,586	7,600
	小計	15,979	43,403	3,649	1,509	48,561	64,540

⑦ 広域利用（甲賀市との広域利用。令和３年６月１日から開始）

		石部 図書館	甲西図書館			全館合計
			甲西	移動	甲西合計	
R7	新規登録者	3	54	1	55	58
	貸出冊数	644	7,884	147	8,031	8,675
	貸出人数	233	1,865	54	1,919	2,152

広域利用 経年

		石部	甲西	合計
R6	新規登録者	7	51	58
	貸出冊数	505	7,684	8,189
	貸出人数	199	1,565	1,764
R5	新規登録者	2	48	50
	貸出冊数	472	6,573	7,045
	貸出人数	87	1,253	1,340
R4	新規登録者	2	68	70
	貸出冊数	499	7,086	7,585
	貸出人数	83	1,181	1,264
R3	新規登録者	14	111	125
	貸出冊数	532	5,497	6,029
	貸出人数	95	957	1,052

⑧ 移動図書館車

巡回 2 2 ステーション

ステーション	巡回日	巡回時間
平松こども園	第 1 水曜	午前11時15分～11時45分
認定こども園水戸幼稚園	第 1 水曜	午後 1 時00分～ 1 時30分
しおん園	第 1 水曜	午後 1 時45分～ 2 時15分
阿星あかつき保育園	第 1 木曜	午後 1 時～ 1 時30分
石部南まちづくりセンター	第 1 木曜	午後 1 時45分～ 2 時15分
岩根東農業集落センター	第 1 金曜	午前11時～11時30分
石部保育園	第 2 水曜	午前11時15分～11時45分
三雲くじら保育園	第 2 水曜	午後 2 時～ 2 時30分
三雲ふれあいセンター	第 2 水曜	午後 3 時～ 3 時30分
水戸小学校	第 2 木曜	午後12時55分～1時20分
市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）	第 2 木曜	午後2時～2時30分
下田小学校	第 2 金曜	午後12時55分～1時15分
下田まちづくりセンター	第 2 金曜	午後 1 時45分～ 2 時15分
イオンタウン	第 2 金曜	午後2時30分～3時
下田こども園	第 3 水曜	午後1時30分～2時
北山台自治会館	第 3 水曜	午後2時30分～3時
認定こども園ひかり幼稚園	第 3 木曜	午後1時00分～1時30分
京進のようちえんHOPPA菩提寺西	第 3 木曜	午後 1 時45分～ 2 時15分
菩提寺まちづくりセンター	第 3 木曜	午後2時30分～3時
柑子袋まちづくりセンター	第 3 金曜	午前11時～11時30分
三雲幼稚園	第 3 金曜	午後1時～1時30分
京進のようちえんHOPPA石部	第 4 土曜	午後1時～1時30分

2. 資料

① 図書（蔵書冊数）

		石部図書館	甲西図書館			合計
			甲西本館	移動図書館	甲西合計	
R7	一般書	73,639	193,728	4,882	198,610	272,249
	児童書	27,556	66,261	13,614	79,875	107,431
	小計	101,195	259,989	18,496	278,485	379,680

※雑誌・視聴覚資料・電子書籍を含まない（以下の項目も同様）

蔵書冊数 経年（冊）

		石部図書館	甲西図書館			合計
			甲西本館	移動図書館	甲西合計	
R6	一般書	72,548	191,662	4,626	196,288	268,836
	児童書	27,896	65,280	13,404	78,684	106,580
	小計	100,444	256,942	18,030	274,972	375,416
R5	一般書	73,444	187,091	11,670	198,761	272,205
	児童書	29,536	60,291	18,055	78,346	107,882
	小計	102,980	247,382	29,725	277,107	380,087
R4	一般書	73,457	186,599	11,506	198,105	271,562
	児童書	31,475	59,083	17,942	77,025	108,500
	小計	104,932	245,682	29,448	275,130	380,062
R3	一般書	72,619	182,873	11,357	194,230	266,849
	児童書	31,059	58,204	17,816	76,020	107,079
	小計	103,678	241,077	29,173	270,250	373,928
R2	一般書	72,799	178,505	11,235	189,740	262,539
	児童書	30,663	57,745	17,562	75,307	105,970
	小計	103,462	236,250	28,797	265,047	368,509

②図書（新規受入冊数）

		石部図書館	甲西図書館			合計
			甲西本館	移動図書館	甲西合計	
R7	購入一般書	1,296	4,303	245	4,548	5,844
	購入児童書	453	1,304	222	1,526	1,979
	購入計	1,749	5,607	467	6,074	7,823
	寄贈一般書	317	166	12	178	495
	寄贈児童書	2	27	3	30	32
	寄贈計	319	193	15	208	527
	受入計	2,068	5,800	482	6,282	8,350

③ 図書（除籍冊数）

		石部図書館	甲西図書館			合計
			甲西本館	移動図書館	甲西合計	
R7	一般書	522	2,403	1	2,404	2,926
	児童書	795	350	15	365	1,160
	小計	1,317	2,753	16	2,769	4,086

④ 逐次刊行物（受入タイトル数）

	石部図書館	（うち購入分）	甲西図書館	（うち購入分）	合計	（うち購入分）
新聞	8	(8)	9	(9)	17	(17)
雑誌	76	(60)	229	(161)	305	(221)

※購入分にはスポンサー提供雑誌含む

⑤ 視聴覚資料

	所蔵タイトル数			令和7年度 新規受入数
	石部図書館	甲西図書館	合計	甲西図書館
C D	1,995	6,508	8,503	22
C Dブック	28	889	917	14
V T R	698	8	706	0
D V D	90	98	188	0
カセットブック	12	1,350	1,362	0
合計	2,823	8,853	11,676	36

3. 電子図書館

① 利用状況（件）

		ログイン 件数	閲覧件数	貸出			利用者別 ログイン数
				一般	児童	合計	
R7	件数	2,417	3,169	453	78	531	216

※利用者別ログイン数…一年間に電子図書館にログインした利用者IDの数
（実利用者数に相当）

利用状況 経年（件）

	貸出		
	一般	児童	合計
R6	554	35	589
R5	652	72	724
R4	771	67	838
R3	854	105	959
R2	1,398	111	1,509
R1	644	70	714

② コンテンツ数（件）

	コンテンツ数		
	一般	児童	計
期間限定型	85	195	280
読み放題（期間限定）	0	504	504
ライセンス購入型	2,157	111	2,268
独自資料	94	0	94
合計	2,336	810	3,146

R7追加数			R7期限切れ数		
一般	児童	計	一般	児童	計
43	207	250	44	212	256
0	217	217	0	0	0
134	0	134			
12	0	12			
189	424	613	44	212	256

4. 職員体制

2026年4月1日現在

		正規職員				会計年度 任用職員
		館長	副館長	専任職員	兼任職員	
R8	石部図書館	1 (0)		2 (1)	0 (0)	1
	甲西図書館		1 (0)	6 (4)	0 (0)	4
	合計	1 (0)	1 (0)	8 (5)	0 (0)	5
R7	石部図書館	1 (1)		2 (2)	0 (0)	1
	甲西図書館		1 (1)	4 (2)	0 (0)	3
	合計	1 (1)	1 (1)	6 (4)	0 (0)	4

() 内は司書資格者数

※他課と兼務

令和8年度…学校教育課兼務2名（石部、甲西）、議会事務局兼務2名（甲西）

令和7年度…学校教育課兼務2名（石部）、議会事務局兼務2名（甲西）

5. 図書館協議会

委員委嘱（令和7年4月市教委任命）

任期：2年（令和7年4月1日～令和9年3月31日）

委員10名（うち公募委員2名）

① 会議

6月19日（木）午前	第1回図書館協議会	於：甲西図書館
10月24日（金）午後	第2回図書館協議会	於：甲西図書館
3月2日（月）午後	第3回図書館協議会	於：甲西図書館

② 図書館協議会交流会（主催滋賀県公共図書館協議会）

12月6日（土）午後	於：滋賀県立図書館 ZOOM会議同時開催
------------	----------------------

6. 集会行事

① おはなし会

名称（実施者）	実施期日	対象	開催回数	参加人数
おはなしの森（職員） 於：甲西図書館	毎月第四金曜am	入園前	12回	32人
	図書館まつり期間等	未就学児・小学生	9回	81人
よっといでたいむ（職員） 於：石部図書館	毎月第一日曜am	入園前	12回	73人
	図書館まつり期間等	未就学児・小学生	3回	16人
ちっちゃんかぜおはなしかい （ボランティア） 於：甲西図書館	奇数月	入園前	12回	128人
	第三土曜am	小学生	12回	75人
		計	60回	405人

② 映画会（於：甲西図書館 2階 視聴覚室）

開催日	内容	参加人数
4月5日（土）	子ども映画会 『ムーミン谷の彗星』	13人
5月3日（土）	子ども映画会 『おひさまスペシャル』 ほか	9人
5月3日（土）	子ども映画会 『ハリーポッターと賢者の石』	3人
5月4日（日）	子ども映画会 『ねこごかな』 『とうさんまいご』	6人
5月4日（日）	子ども映画会 『チャーリーとチョコレート工場』	0人
8月14日（木）	戦争と平和を考える映画会 『紙屋悦子の青春』	17人
8月15日（金）	戦争と平和を考える映画会 『ヒロシマに一番電車が走った』	11人
8月15日（金）	戦争と平和を考える映画会 『父と暮らせば』	18人

③ 講演会・講座等

講演会		参加人数
8月7日（木）	令和7年度湖南省市平和祈念講演会・図書館児童文学講演会 「『アメリカから来た友情人形』ができるまで」 講師：今関信子 於：甲西図書館 2階 視聴覚室	40人
11月22日（土）	「滋賀が物語を書かせる 一天沢時生講演会」 講師：天沢時生 於：甲西図書館 2階 視聴覚室	33人
12月21日（日）	「絵本『聴導犬ポッキー いつもいっしょ』ができるまで」 講師：五十嵐恵子 ほか 於：甲西図書館 2階 視聴覚室	57人
講座		
8月6日（水） ～9月10日（水） 全5回	音訳ボランティア養成講座 講師：藤井佳子（滋賀県立視覚障害者センター） 於：甲西図書館 2階 視聴覚室	11人

⑤ 展示

開催場所：甲西図書館 2階 展示コーナー		(合計12本)
7月5日(土) ～ 7月27日(日)	夏を楽しむ おりがみ展	
7月19日(土) ～ 7月30日(水)	耐震化推進パネル展(住宅課)	
8月2日(土) ～ 8月31日(日)	市内小中学生による平和祈念ポスター展	
8月2日(土) ～ 8月7日(木)	「高校生が描いた原爆の絵」展 《第1期》	
8月15日(金) ～ 8月21日(木)	「高校生が描いた原爆の絵」展 《第2期》	
9月13日(土) ～ 9月27日(土) (関連行事) 9月14日(日) 9月20日(土)	万葉と新美南吉絵本原画・鈴木靖将展 関島秀樹コンサート 参加人数 44人 金優里コンサート 参加人数 68人	
10月4日(土) ～ 10月19日(日)	「杉本洋二と仲間たち」展	
11月8日(土) ～ 11月22日(土)	国宝湖南三山フォトコンテスト2025展	
12月7日(日) ～ 12月27日(土) (関連行事) 12月21日(日)	絵本『聴導犬ポッキー いつもいっしょ』原画展 講演会「絵本『聴導犬ポッキー いつもいっしょ』 ができるまで」 参加人数 57人	
1月11日(日) ～ 2月1日(日)	想像のリアルーアール・ブリュット展ー	
2月15日(日) ～ 3月6日(金)	令和7年度湖南省市児童生徒人権標語・ポスター展 (学校教育課)	
3月7日(土) 3月29日(日)	湖南省文化財展(商工観光労政課)	
開催場所：甲西図書館 1階		(合計5本)
4月25日(金) ～ 5月25日(日)	「湖南省市民生委員・児童委員の活動」展(福祉政策課)	
6月4日(水) ～ 6月29日(日)	令和7年度教科書展示会(学校教育課)	
10月1日(水) ～ 10月19日(日)	名探偵コナンイラストコンテスト作品展(企画調整課)	
10月31日(金) ～ 11月9日(日)	オビコン2025(中学生による本の帯コンテスト) (教育研究所)	
11月28日(金) ～ 12月14日(日)	第6回湖南省「図書館を使った調べる学習コンクール」 応募作品展	
開催場所：石部図書館		(合計2本)
11月25日(火) ～ 12月7日(日)	オビコン2025(中学生による本の帯コンテスト)	
12月12日(金) ～ 3月24日(火)	アール・ブリュット展	

7. 協力事業

① 学校・幼稚園・保育園・こども園等

図書館見学等			
6月12日（木）	石部南小学校 2年生 38人		於：甲西図書館
6月26日（木）	岩根小学校 3年生 28人		於：甲西図書館
10月29日（水）	岩根小学校 2年生 23人		於：甲西図書館
12月11日（木）	甲西高等学校 2年生「総合的な探求の時間」4人		於：甲西図書館
2月6日（金）	三雲小学校 2年生「町たんけん」 10人		於：甲西図書館
職場体験等			
7月2日（水）	～ 7月4日（金）	甲西北中学校2年生 2人	於：甲西図書館
7月7日（月）	～ 7月8日（火）	甲西北中学校2年生 2人	於：石部図書館
9月10日（水）	～ 9月12日（金）	水口東中学校2年生 2人	於：甲西図書館
訪問			
7月16日（水）	三雲養護学校石部分教室		
12月19日（金）	「出張こどもとしょかん」…滋賀県立図書館より面展台と資料（本と雑誌）		
2月13日（金）	を借りて本の展示		
7月25日（金）	読み聞かせ講座講師派遣 講師：おはなし会ボランティアメンバー 於：下田こども園		
10月15日（水）	読み聞かせ講座講師派遣 講師：おはなし会ボランティアメンバー 於：平松こども園		
8月10日（日）	家庭教育講座絵本読み聞かせ「クレープ」	於：柑子袋まちづくりセンター	
11月2日（日）	家庭教育講座絵本読み聞かせ「蒸しパン」	於：柑子袋まちづくりセンター	

② 団体貸出

幼保こども園向け団体貸出用絵本（1セット25冊）		
セット名	利用園数	利用冊数
0～2歳向け	9	225
3歳向け	11	275
4歳向け	10	250
5歳向け	10	250
のべ	40園	1,000

※令和7年度は草の根文庫用図書を利用した学級文庫用図書等への貸出無し。

③ ブックスタート

日時	人数
4月22日（火）	30人
5月27日（火）	21人
6月24日（火）	18人
7月29日（火）	28人
8月26日（火）	37人
9月11日（木）	13人
10月28日（火）	42人
11月18日（火）	17人
12月16日（火）	26人
1月27日（火）	23人
2月17日（火）	31人
3月17日（火）	31人
	合計 317人

※10か月児健診において実施

8. タウンミーティング等

6月20日（金）	タウンミーティング（秘書広報課）	参加人数 29人
6月22日（日）	於：甲西図書館2階	参加人数 20人
12月18日（木）	甲西図書館リニューアル市民ワークショップ	参加人数 11人
12月25日（木）		参加人数 12人

9. 特設コーナー

石部図書館

合計 32 件 (R 6 年度 48 件)

番号	月	場所	タイトル
1	4	一般	発達障害
2	4	児童コーナー	いろんなとしょかん
3	4	児童コーナー	春の本
4	4	児童コーナー	入園・入学おめでとう
5	4	児童コーナー	イースター
6	4	児童コーナー	こどもの日
7	5	児童コーナー	は・歯・はのはなし
8	5	児童コーナー	あめ（雨）のほん
9	5	一般	うめ
10	6	児童コーナー	たなばた
11	6	一般	沖縄慰霊の日
12	7	児童コーナー	夏のほん
13	7	児童コーナー	平和・戦争を考える
14	7	一般	夏バテをふっとばせ！
15	8	児童コーナー	おじいちゃんおばあちゃん
16	9	児童コーナー	秋のほん
17	9	一般	アルツハイマー
18	9	児童コーナー	ハロウィン
19	10	一般	本 えほんだいすき！
20	11	児童コーナー	七五三
21	11	児童コーナー	おいしいものだいすき！
22	11	一般	クリスマス
23	12	児童コーナー	としこし・おしょうがつの本
24	1	一般	豊臣の時代
25	1	一般	百人一首
26	1	児童コーナー	オニのほん
27	1	児童コーナー	ひなまつり
28	1	一般	バレンタイン
29	2	児童コーナー	ねこのほん
30	2	児童コーナー	忍者のほん
31	2	一般	ひな祭り
32	3	児童コーナー	入園・入学おめでとう

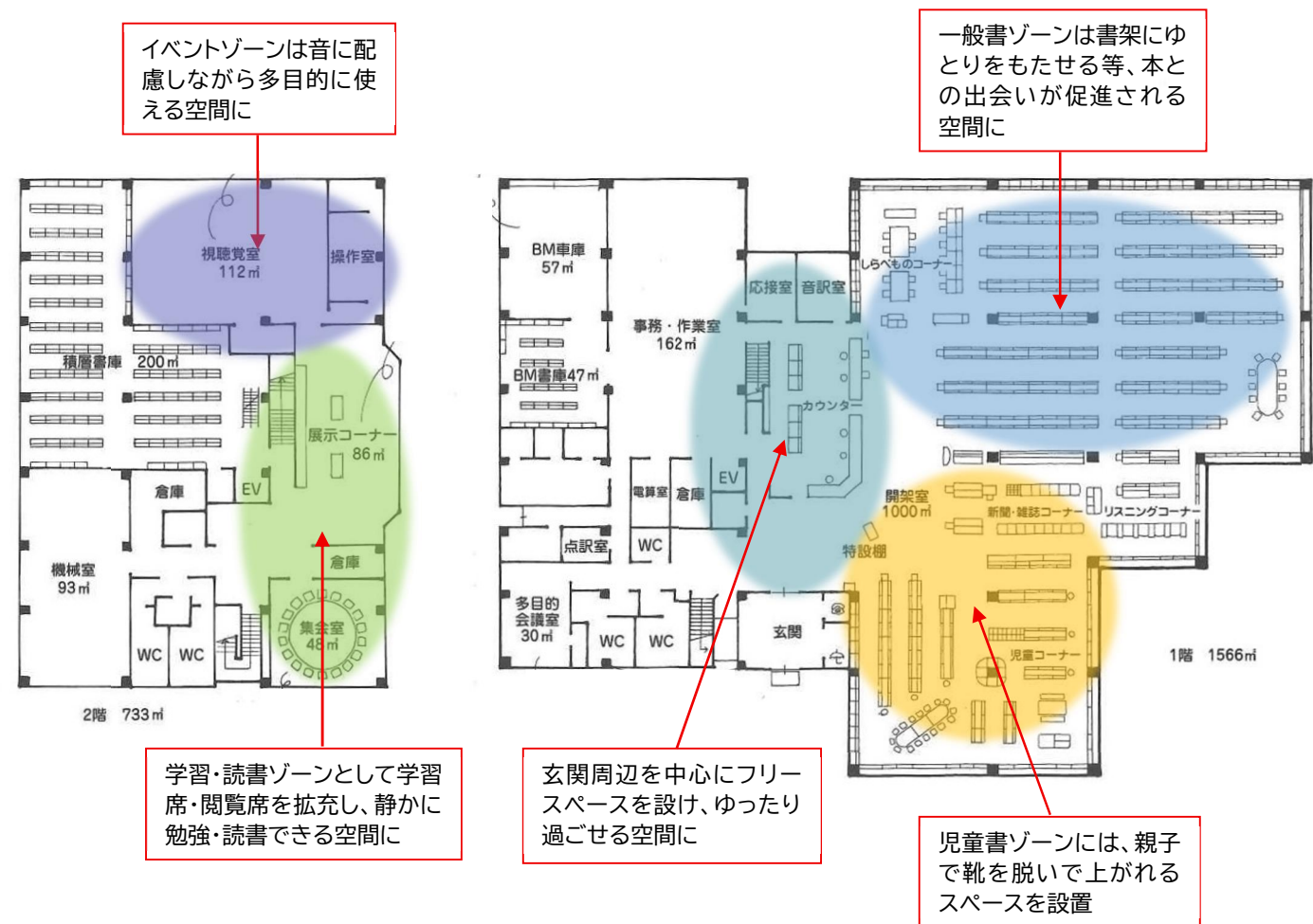
番号	月	場所	タイトル
1	4	特設棚	新緑を楽しむ
2	4	特設棚	あいことばはヒラケボン！ こどもの読書週間2025
3	4	児童コーナー	5月5日はこいのぼり
4	5	児童コーナー	とりがいっぱい！愛鳥週間
5	5	児童コーナー	そとにあそびにいこう
6	6	児童コーナー	雨の本
7	6	児童コーナー	七夕
8	6	児童コーナー	みずあそび
9	6	特設棚	食生活を豊かにしよう ～6月は食育月間～
10	6	特設棚	戦後80年 沖縄慰霊の日 6月23日
11	6	特設棚	誰でも、どこでも、自分らしく 6月23日（月）－6月29日（日）令和7年度男 女共同参画週間
12	6	児童コーナー	なつ
13	6	児童特設	なつのいきもの
14	6	特設棚	7月1日はびわ湖の日
15	7	特設棚	大人も楽しむおりがみの魅力
16	7	特設棚	戦後80年
17	8	特設棚	涼を求めて
18	8	児童コーナー	平和
19	8	児童（新刊横）	おばけの本
20	8	ガラス棚	あの日、ヒロシマ ナガサキで…
21	8	新刊表紙見せ棚	80年前の8月15日
22	8	特設棚	認知症でも安心して暮らせる社会を
23	8	特設棚	ふれあいのまち 差別のないまち
24	9	児童コーナー	秋の行事 運動会・ハロウィン
25	9	児童（新刊横）	お月さまの本
26	9	ガラス棚	日本画家 鈴木靖将 絵と万葉と人生と
27	9	特設棚	国スポ・障スポ (バレーボール・剣道・パラスポーツ)
28	10	特設棚	ばけばけ 小泉八雲と怪談
29	10	特設棚	秋をたのしむ
30	10	特設棚	鉄道の魅力
31	11	児童コーナー	メリークリスマス
32	11	児童（新刊横）	ふゆのえほん

33	11	雑誌コーナー前	#木曜日は本曜日 ～ほんならよってこか 本やへ～
34	11	ミニトラック	クリスマス
35	11	カウンター前 ブックトラック	さようなら嵐山光三郎さん
36	12	特設棚	SNSと人権 ～2月4日(木) ～10日(水)は「人権週間」です
37	12	ミニトラック	年末年始
38	12	特設棚	明日が変わる、時間の使い方 ～2025年があっという間に過ぎた方へ～
39	1	特設棚	戦国と豊臣兄弟
40	1	特設棚	VALENTINE'S DAY
41	1	ミニトラック	さようなら内館牧子さん
42	1	ミニトラック	芥川賞・直木賞
43	1	児童コーナー	おに
44	2	児童コーナー	2月22日はねこのひ
45	2	児童コーナー	3月3日はひなまつり
46	3	児童（新刊横）	はるのえほん
47	3	児童コーナー	そつえんそつぎょうにゆうえんにゆうがく おめでとう
48	3	特設棚	3.11あの日を忘れない
49	3	特設棚	こころ大切に ～3月は自殺対策強化月間です～
50	3	特設棚	応援！新生活
51	3	特設横	さようならつげ義春さん

策定の目的

甲西図書館は開館から 35 年以上経過し、施設・設備が老朽化するとともに、利用も減少傾向となっています。そこで甲西図書館をより多くの市民が集い、活気のある施設とするため、今後実施予定の甲西図書館リニューアル基本設計・実施設計の基礎資料として、甲西図書館の目指すすがたを取りまとめるものです。

リニューアル後の図書館のゾーニング案



湖南市立甲西図書館リニューアル基本構想 概要版

湖南市立甲西図書館リニューアル基本構想【概要版】
令和8年3月

発行：湖南市
編集：湖南市教育委員会教育部
〒520-3195
滋賀県湖南市石部中央一丁目1番1号
TEL 0748-77-7010

令和8年3月
湖南市教育委員会

甲西図書館の目指すすがた

本と出会える空間をつくります

図書館に来館された多くの方に本を手にとってもらうために、色々な種類の本を収集するとともに、本の見せ方を工夫します。さらに、子どもや若い人たち向けの本を増やすとともに、ICT を活用して利用しやすい図書館を目指します。

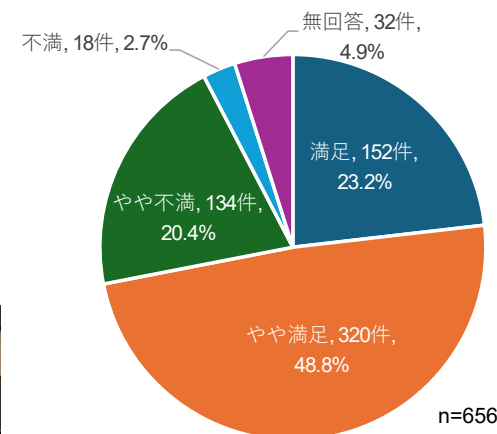
<先進事例>



こども本の森 中之島
(大阪府大阪市)



鹿児島市立天文館図書館
(鹿児島県鹿児島市)



※ パーセントは回答者656人に対する割合
甲西図書館の本の探しやすさの満足度
(市民アンケート調査結果より)

市民の居場所をつくります

本を読んだり、本を借りたりすること以外に、気軽に立ち寄って、思い思いの時間を過ごせるような、市民ひとりひとりの居場所をつくります。

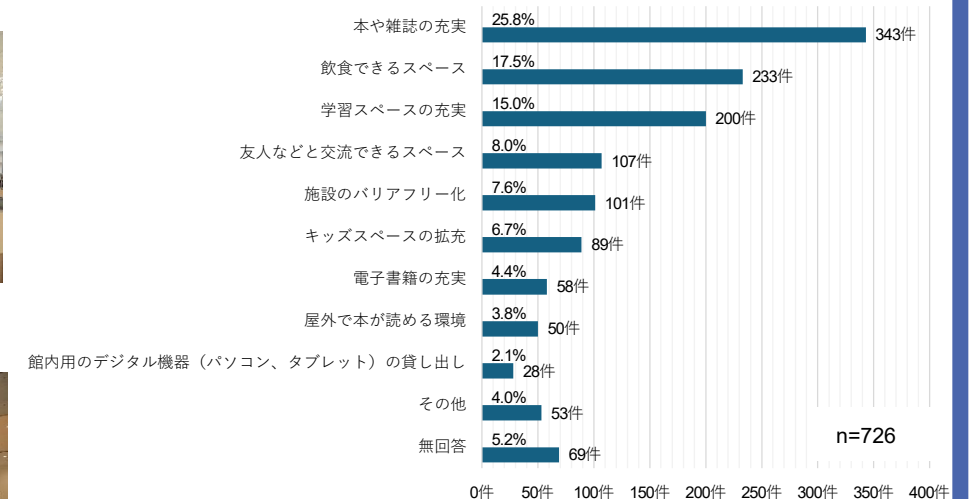
<先進事例>



みんなのもり ぎふメディアコスモス
(岐阜県岐阜市)



海老名市立有馬図書館(神奈川県海老名市)



※ パーセントは回答者726人に対する割合

リニューアル後の甲西図書館にほしい設備やサービス(複数回答)
(市民アンケート調査結果より)

図書館に来られない人にも本を届ける仕組みをつくります

開館時間に図書館に来られない人も本を借りられるよう、館外に予約本を受け取れる予約受取機の設置を検討するとともに、電子書籍を拡充します。さらに、開館日・開館時間の見直しを検討します。

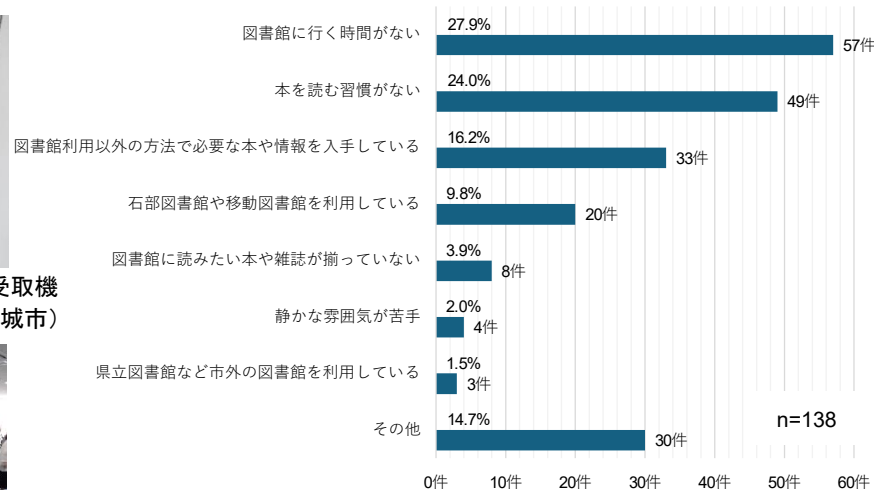
<先進事例>



館外で24時間予約本を受け取れる予約受取機
安城市図書情報館アンフォーレ(愛知県安城市)



利用者がセルフで本の貸出・返却ができる自動貸出機
安城市図書情報館アンフォーレ(愛知県安城市)



※ パーセントは回答者138人に対する割合

甲西図書館を利用したことがない理由(複数回答)
(市民アンケート調査結果より)

市民とともに育つ図書館をつくります

湖南市の情報を収集・発信するとともに、魅力的なイベントを開催します。さらに、森北公園や文化ホールと一体となって、「憩いの文化ゾーン」の魅力を向上します。

<先進事例>



那須塩原市図書館みるる(栃木県那須塩原市)



那須塩原市図書館みるる(栃木県那須塩原市)

森北公園・文化ホールとの組み合わせ利用の主な意見
(市民アンケート調査結果より)

- 図書館、森北公園、文化ホールを仕切る道路をなくし、一体化してほしい
- 図書館、森北公園、文化ホールの駐車場をまとめてほしい
- 図書館の本を森北公園で読めるように、森北公園に屋根のあるスペースをつくってほしい
- カフェやオープンデッキ等、森北公園に飲食のできるスペースをつくってほしい

アンケート案

回答者の属性について

問 1. あなたの年代を教えてください。(一つだけお選びください)

- ①20 歳未満
- ②20 歳代
- ③30 歳代
- ④40 歳代
- ⑤50 歳代
- ⑥60 歳代
- ⑦70 歳以上
- ⑧回答しない

【質問意図】 回答者の年代構成を把握し、年代別に図書館へのニーズや利用状況の傾向を分析するための基礎情報とします。特に若年層・子育て世代の意見を重視するため、細かく設定しています。

問 2. あなたのお住まいの地域を教えてください。(一つだけお選びください)

- ①三雲東小学校区
- ②三雲小学校区
- ③石部小学校区
- ④石部南小学校区
- ⑤岩根小学校区
- ⑥菩提寺小学校区
- ⑦菩提寺北小学校区
- ⑧下田小学校区
- ⑨水戸小学校区
- ⑩わからない

【質問意図】 地域ごとの利用状況やニーズ、特に甲西図書館と石部図書館の地理的要因による影響や、石部図書館の存在意義に対する地域住民の意見を分析するための基礎情報とします。

図書館の利用状況について

問 3. あなたは、湖南省内のいずれかの図書館を利用したことがありますか？（現在利用していなくても、過去に利用したことがあれば含みます。複数選択可）

【甲西図書館】

- ①自分が読む本・雑誌を借りるため
- ②子どもが読む本・雑誌を借りるため
- ③館内で本・新聞・雑誌を読むため
- ④学習・調べもの（学習スペースや資料の利用など）
- ⑤イベントや講座への参加
- ⑥インターネットやパソコンの利用
- ⑦くつろぎや休憩、時間調整
- ⑧地域の人との交流
- ⑨子育てに関する情報収集や交流
- ⑩その他（具体的に：_____）

【石部図書館】

- ①自分が読む本・雑誌を借りるため
- ②子どもが読む本・雑誌を借りるため
- ③館内で本・新聞・雑誌を読むため
- ④学習・調べもの（学習スペースや資料の利用など）
- ⑤イベントや講座への参加
- ⑥インターネットやパソコンの利用
- ⑦くつろぎや休憩、時間調整
- ⑧地域の人との交流
- ⑨子育てに関する情報収集や交流
- ⑩その他（具体的に：

【移動図書館】

- ①自分が読む本・雑誌を借りるため
- ②子どもが読む本・雑誌を借りるため
- ③新しい本との出会い
- ④移動図書館員との交流
- ⑤その他（具体的に：

【質問意図】 各図書館サービスの利用目的を具体的に把握することで、市民が図書館に何を求めているのか、また既存サービスがどのように利用されているのかを分析します。特に「交流」「子育て」「インターネット利用」といった新たなニーズにも対応できる選択肢を増やしています。

図書館への期待とニーズについて

問 6. あなたは、図書館（湖南省のいずれの図書館も含む）にどのような役割を期待しますか？現在利用してなくても、あなたが考える図書館の役割についてお答えください。（当

- ①本や雑誌、新聞を自由に借りられる・読める場所
- ②子どもの読書習慣を育む場所
- ③学習や調べものができる場所（学生の自習、社会人の学び直しなど）
- ④最新の情報や知識を得られる場所
- ⑤インターネットやパソコンなどを利用できる場所
- ⑥地域や暮らしに役立つ情報（行政情報、医療・健康、子育て情報など）を得られる場所
- ⑦様々なイベントや講座に参加できる場所
- ⑧地域の人々との交流や、多様な活動ができるコミュニティスペース
- ⑨居心地よく、くつろげる場所
- ⑩市民の課題解決（生活、仕事、進路など）をサポートしてくれる場所
- ⑪地域の歴史や文化を伝える場所
- ⑫電子書籍などのデジタルコンテンツを利用できる場所
- ⑬その他（具体的に： ）

問7. 問3で「利用したことがない」とお答えいただいた方、またはあまり利用していないとお答えいただいた方にお伺いします。図書館を利用しない（または利用頻度が低い）主な理由は何ですか？（当てはまるものを二つまでお選びください）

- 【質問意図】 若年層を含む未利用者・低利用者の具体的な阻害要因を把握し、今後の利用促進策を検討するための基礎情報とします。特に子育て世代が感じる「子どもが騒ぐ」といった心理的ハードルも盛り込みました。

子育て支援と若年層の利用促進について

問 8. 湖南省市の図書館（甲西・石部・移動図書館のいずれか）が、子育て世代の方々にとって「行きたい」「利用したい」と思える場所になるために、どのようなサービスや工夫があれば良いと思いますか？（複数選択可、自由記述も併記）

- ①親子向けの読み聞かせ以外のイベント（工作、親子講座、遊びの広場など）の充実
- ②子育て中の親同士が交流できる場の提供
- ③専門家（保育士、保健師など）による子育て相談会の開催
- ④子育てに関する情報提供（地域のイベント、施設、制度など）
- ⑤乳幼児向けの絵本や遊具がある専用スペースの設置（既存スペースの活用）
- ⑥授乳室やおむつ替えスペースの改善・充実
- ⑦子どもが安全に遊ぶ屋外スペースとの連携
- ⑧放課後の子どもたちの居場所や学習支援
- ⑨学校や幼稚園・保育園との連携強化
- ⑩子育てに関する専門資料や育児書の充実
- ⑪子育て中の方も利用しやすい開館時間・曜日
- ⑫その他（具体的に：　　　　　　　　　）

【質問意図】 ハード面での大規模投資が難しい中で、ソフト面での子育て支援ニーズを具体的に把握します。子育て世代の意見を直接聞くことで、実効性のあるサービス改善につなげることを目的とします。

問 9. 図書館が、若い世代（10 代～30 代）の方々にもっと利用してもらうために、どのような情報発信やイベント、サービスが効果的だと思いますか？（複数選択可、自由記述も併記）

- ①SNS（Instagram, X, TikTok など）を活用した情報発信
- ②おしゃれで魅力的な広報誌やウェブサイト
- ③若者向けの読書イベントや交流会（読書会、ボードゲーム会など）
- ④就職活動やキャリアアップに役立つ情報提供・セミナー
- ⑤学校や大学との連携強化
- ⑥最新の雑誌やコミック、エンタメ系資料の充実
- ⑦ヤングアダルト（中高生向け）のよみものの充実
- ⑧Wi-Fi 環境の整備や電源付きの学習スペース
- ⑨地域の課題解決に取り組む若者グループの活動支援
- ⑩その他（具体的に： ）

【質問意図】 図書館の利用者が高齢者に偏っている現状を踏まえ、若年層が「自分ごと」として図書館に関心を持ち、利用するきっかけとなる具体的な施策のアイデアを募ります。

デジタルサービスと開館時間について

問 10. 現在、湖南省図書館では電子書籍サービスを提供していますが、利用状況や期待について伺います。(一つだけお選びください)

- ①積極的に利用しており、満足している
- ②利用したことはあるが、タイトル数や魅力に課題を感じている
- ③利用したいが、具体的な使い方やサービス内容がよくわからない
- ④利用したいが、読みたいタイトルやジャンルが提供されていない
- ⑤電子書籍サービスがあることを知らなかった
- ⑥電子書籍よりも紙媒体の書籍を利用したい
- ⑦特に利用したいと思わない

【質問意図】 現在の電子書籍サービスの利用実態と、タイトル数の少なさや魅力不足という現状認識に対する市民の意識を把握します。利用しない理由も掘り下げ、今後のデジタルサービス拡充の方向性を探ります。

問 11. 今後、湖南省図書館にどのようなデジタルコンテンツやオンラインサービスがあれば利用したいですか？（複数選択可、自由記述も併記）

- ①電子雑誌やオーディオブックの充実
- ②仕事や学習に役立つ専門データベースの導入
- ③オンラインで視聴できる講座やセミナー
- ④地域の歴史や文化に関するデジタルアーカイブ
- ⑤インターネット経由で利用できる学習・eラーニングコンテンツ
- ⑥自宅から利用できるオンラインレファレンスサービス（質問受付、資料紹介など）
- ⑦イベントのオンライン配信
- ⑧デジタルデバイド解消のための機器貸出や利用支援
- ⑨図書館が提供する SNS やアプリ
- ⑩その他（具体的に： ）

【質問意図】 「紙媒体以外の普及」に対応するため、市民が具体的にどのようなデジタルコンテンツやオンラインサービスを求めているのか、具体的なニーズを把握し、今後のサービス開発の参考にします。

【平目】

- 【土目祝】

【質問意図】 人件費増高の制約がある中で、市民が最も利用したい時間帯や曜日を把握し、今後の開館体制を検討する際の参考とします。利用者のニーズに合わせた柔軟な開館時間の検討に繋がります。

全域サービスについて

- ①非常に満足している
- ②ある程度満足している
- ③あまり満足していない
- ④全く満足していない
- ⑤利用したことがないのでわからない
- ⑥移動図書館があることを知らなかった

【質問意図】 既存の移動図書館サービスに対する市民の評価を把握し、その有効性や認知度を確認します。

問 14. 移動図書館を含む湖南省全体の図書館サービスをさらに充実させていくために、移

動図書館にどのような役割や機能の強化を期待しますか？（複数選択可、自由記述も併記）

- ①巡回場所や巡回回数を増やしてほしい
- ②特定のテーマ（絵本、ビジネス書など）の本を充実させてほしい
- ③移動図書館内でイベント（読み聞かせなど）を開催してほしい
- ④予約した本の受取・返却ができるようにしてほしい
- ⑤インターネットやパソコンを使えるようにしてほしい
- ⑥移動図書館の存在やサービス内容をもっと広報してほしい
- ⑦図書館の相談員が巡回し、質問に答えてほしい
- ⑧その他（具体的に： ）

【質問意図】 移動図書館を「全域サービス」の中核の一つとして位置づけ、そのサービス強化に向けた具体的なニーズやアイデアを市民から募ります。

問 15. あなたのお住まいの地域にどのような図書館サービスがあるとよいですか

- ①最新の本を借りることができる
- ②新聞や雑誌を読める
- ③集中して学習ができる
- ④カフェで勉強ができる
- ⑤その他（具体的に：

問 16 図書館は、地域にとってどのような役割を担っていると思いますか？（当てはまるものを全てお選びください）

- ①身近な場所で資料（本・雑誌など）を借りられる・返せる
- ②地域住民が気軽に立ち寄れる交流の場
- ③子どもたちの学習や読書活動の支援
- ④高齢者や外出が難しい方の居場所、生活支援
- ⑤地域の情報（イベント、施設など）を提供する拠点
- ⑥地域活動やボランティア活動のサポート
- ⑦地域の歴史や文化に関する資料・情報の発信拠点
- ⑧災害発生時の情報拠点
- ⑨近くに図書館があること自体が大切
- ⑩特に役割はない
- ⑪その他（具体的に： ）

【質問意図】図書館が地域で果たす現在の役割や、市民にとっての価値を具体的に把握します。集約の議論がある中で、その地域の特性やニーズを可視化することを目的と

します。

問 17. その他、湖南省の図書館サービス全体に関して、ご意見やご提案、期待することなどがあれば自由にご記入ください。

(

中学生・高校生アンケート案

1. あなたの学年を教えてください。(一つだけ選んでください)

- ①中学1年生
- ②中学2年生
- ③中学3年生
- ④高校1年生
- ⑤高校2年生
- ⑥高校3年生

2. あなたが住んでいる地域を教えてください。(一つだけ選んでください)

- ①三雲東小学校区
 - ②三雲小学校区
 - ③石部小学校区
 - ④石部南小学校区
 - ⑤岩根小学校区
 - ⑥菩提寺小学校区
 - ⑦菩提寺北小学校区
 - ⑧下田小学校区
 - ⑨水戸小学校区
 - ⑩その他(例:〇〇市、〇〇町など自由にご記入ください)
-

3. 図書館を利用したことがありますか?(複数選んでも OK)

- ①甲西図書館を利用したことがある
- ②石部図書館を利用したことがある
- ③移動図書館を利用したことがある
- ④市内の図書館(甲西・石部・移動)は、利用したことがない

4. 問3で「利用したことがある」とお答えいただいた方にお伺いします。それぞれの図書館をどのくらいの頻度で利用していますか?(利用したことがある図書館について、それぞれ一つだけお選びください)

【甲西図書館】

- ①ほぼ毎日
- ②週に1~2回
- ③月に1~2回
- ④数ヶ月に1回

⑤年に1回程度

⑥その他（具体的に：_____）

【石部図書館】

①ほぼ毎日

②週に1～2回

③月に1～2回

④数ヶ月に1回

⑤年に1回程度

⑥その他（具体的に：_____）

5. 問3で「利用したことがある」とお答えいただいた方にお伺いします。それぞれの図書館を主にどのような目的で利用していますか？（利用したことがある図書館について、それぞれ二つまでお選びください）

【甲西図書館】

①自分が読む本・雑誌を借りるため

②館内で本・新聞・雑誌を読むため

③学習・調べもの（学習スペースや資料の利用など）

④イベントや講座への参加

⑤インターネットやパソコンの利用

⑥くつろぎや休憩、時間調整

⑦人との交流

⑧その他（具体的に：_____）

【石部図書館】

①自分が読む本・雑誌を借りるため

②館内で本・新聞・雑誌を読むため

③学習・調べもの（学習スペースや資料の利用など）

④イベントや講座への参加

⑤インターネットやパソコンの利用

⑥くつろぎや休憩、時間調整

⑦人との交流

⑧その他（具体的に：_____）

【移動図書館】

①自分が読む本・雑誌を借りるため

②新しい本との出会い

③移動図書館員との交流

④その他（具体的に： _____ ）

6. 図書館ではどんなサービスをよく使いますか？（複数選んでください）

- ①本を借りる
- ②勉強のための資料を使う（新聞、雑誌、インターネットなど）
- ③自習や友だちと一緒に勉強する場所として利用
- ④図書館のイベントに参加（読書会、ワークショップなど）
- ⑤パソコンやタブレット、インターネットを使う
- ⑥その他（具体的に） _____

7. 図書館にあったらいいなと思うサービス（複数選んでください）

- ①勉強がはかどる静かなスペース
- ②わかりやすい勉強の教え方を教えてくれる人（先生やお兄さんお姉さんなど）
- ③イベントや教室（読書会、図書館ツアー、漫画講座など）
- ④自分の好きな本やワークショップをじっくり探せる場所
- ⑤友だちと自由に話したり遊んだりできるコーナー
- ⑥パソコン・スマホで使える学習アプリや動画の貸し出し
- ⑦その他（具体的に） _____

8. 図書館の場所や開いている時間について、希望はありますか？

- ①もっと学校や家から近い場所にあってほしい
- ②夜や休日にも開いていると便利
- ③今の場所や時間で十分だと思う
- ④その他（具体的に） _____

9. スマホやパソコンを使って図書館のサービスを受けたいですか？（例：本の予約、オンラインでの勉強会など）

- ①はい
- ②いいえ
- ③どちらとも言えない

10. 図書館で「こんなことをしてみたい。」と思うことがあれば教えてください。自由に書いてください。

ご協力ありがとうございました！あなたの意見を元に、みんなが使いやすい図書館を目指します。

○図書館法

(昭和二十五年四月三十日)

(法律第百十八号)

第七回通常国会

第三次吉田内閣

図書館法をここに公布する。

図書館法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 公立図書館（第十条—第二十三条）

第三章 私立図書館（第二十四条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に關して必要な事項を定め、その健全な發達を図り、もつて国民の教育と文化の發展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

（昭二七法三〇五・平一八法五〇・一部改正）

（図書館奉仕）

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方

式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(平二〇法五九・一部改正)

(司書及び司書補)

第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者(専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。)

で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（昭三六法一四五・平一〇法一〇一・平二〇法五九・平二九法四一・一部改正）

（司書及び司書補の講習）

第六条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

（昭二七法一八五・平一一法一六〇・一部改正）

（司書及び司書補の研修）

第七条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（平二〇法五九・全改）

（設置及び運営上望ましい基準）

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

（平二〇法五九・追加）

（運営の状況に関する評価等）

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

（運営の状況に関する情報の提供）

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

（協力の依頼）

第八条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長

が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（昭三一法一六三・令元法二六・一部改正）

（公の出版物の収集）

第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

（昭二七法二七〇・平一四法四一・令五法八六・一部改正）

第二章 公立図書館

（設置）

第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（昭三一法一六三・一部改正）

第十一条及び第十二条 削除

（昭六〇法九〇）

（職員）

第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）にあつては、当該特定地方公共団体の長）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（昭三一法一四八・昭三六法一四五・昭三七法一三三・平一一法八七・令元法二六・一部改正）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

（平一一法八七・平二〇法五九・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正）

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・昭三四法一五八・平一一法八七・平二三法一〇五・一部改正）

（入館料等）

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第十八条及び第十九条 削除

（平二〇法五九）

（図書館の補助）

第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

（昭三四法一五八・全改）

第二十一条及び第二十二条 削除

（平一一法八七）

第二十三条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第三章 私立図書館

第二十四条 削除

（昭四二法一二〇）

（都道府県の教育委員会との関係）

第二十五条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究の

ために必要な報告を求めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(昭三一法一六三・一部改正)

(国及び地方公共団体との関係)

第二十六条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第二十七条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第二十八条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第二十九条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

- 2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

(昭三一法一六三・一部改正)

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。但し、第十七条の規定は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 図書館令（昭和八年勅令第百七十五号）、公立図書館職員令（昭和八年勅令第百七十六号）及び公立図書館司書検定試験規程（昭和十一年文部省令第十八号）は、廃止する。
- 4 この法律施行の際、現に公立図書館、旧図書館令第四条若しくは第五条の規定により設置された図書館、国立国会図書館又は学校に附属する図書館において館長若しくは司書又は司書補の職務に相当する職務に従事する職員（大学以外の学校に附属する図書館の職員にあつては、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条に規定する普通免許状若しくは仮免許状を有する者又は教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第百四十八号）第一条の規定により普通免許状若しくは仮免許状を有するものとみなされる者に限る。）は、第五条の規定にかかわらず、この法律施行後五年間は、それぞれ司書又は司書補となる資格を有するものとする。

(昭二七法一八五・一部改正)

- 5 この法律施行の際、現に公立図書館又は私立図書館において館長、司書又は司書補の職

務に相当する職務に従事する職員は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ館長、司書又は司書補となつたものとする。

- 6 第四項の規定により司書又は司書補となる資格を有する者は、この法律施行後五年間に第六条の規定による司書又は司書補の講習を受けた場合においては、この法律施行後五年を経過した日以後においても、第五条の規定にかかわらず、司書又は司書補となる資格を有するものとする。但し、第四項の規定により司書補となる資格を有する者（大学を卒業した者を除く。）が司書の講習を受けた場合においては、第五条第一項第三号の規定の適用があるものとする。

- 7 旧図書館職員養成所を卒業した者は、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

（昭四〇法一五・一部改正）

- 8 旧国立図書館附属図書館職員養成所又は旧文部省図書館講習所を卒業した者及び旧公立図書館司書検定試験規程による検定試験に合格した者は、第六条の規定による司書の講習を受けた場合においては、第五条の規定にかかわらず、司書となる資格を有するものとする。

- 10 第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含み、第五条第二項第二号に規定する学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令若しくは旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科若しくは青年学校本科又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者を含むものとする。

（平一一法一六〇・平一九法九六・平二〇法五九・一部改正）

- 11 この法律施行の際、現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）施行の際官吏であつたものは、別に辞令を發せられない限り、当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとする。

（平一一法八七・一部改正）

附 則 （昭和二七年六月一二日法律第一八五号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和二十七年七月三十一日法律第二七〇号） 抄

- 1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則 （昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

(昭和二十八年政令第八号で昭和二十八年二月一三日から施行)

附 則 （昭和三十一年六月一二日法律第一四八号） 抄

- 1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第百四十七号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和三十一年九月一日)

附 則 （昭和三十一年六月三〇日法律第一六三号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法第二十条、第百二十一条及び附則第六条の改正規定、第二条、第四条中教育公務員特例法第十六条、第十七条及び第二十一条の四の改正規定、第五条中文部省設置法第五条第一項第十九号の次に二号を加える改正規定中第十九号の三に係る部分及び第八条の改正規定、第七条、第十五条、第十六条及び第十七条中教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律附則第三項及び第四項の改正規定(附則第五項の改正規定中教育長又は指導主事に係る部分を含む。)並びに附則第六項から第九項までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）附則第一条に規定する教育委員会の設置関係規定の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和三十一年六月三〇日)

附 則 （昭和三十四年四月三〇日法律第一五八号） 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三十六年六月一七日法律第一四五号） 抄

この法律は、学校教育法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第百四十四号）の施行の日から施行する。

(施行の日＝昭和三十六年六月一七日)

附 則 （昭和三七年五月一五日法律第一三三号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三一日法律第一五号） 抄

- 1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和四二年八月一日法律第一二〇号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和六〇年七月一二日法律第九〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一〇年六月一二日法律第一〇一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第二百五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事

務」という。)は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに

中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成十四年五月一〇日法律第四一号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二條の規定は、公布の日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二條 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄

（政令への委任）

第四百五十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成二〇年一月一日）
（平二三法七四・旧第一項・一部改正）

附 則 （平成一九年六月二七日法律第九六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第三六二号で平成一九年一二月二六日から施行)

附 則 (平成二〇年六月一日法律第五九号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中図書館法第五条第一項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

(図書館法の一部改正に伴う経過措置)

- 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に第二条の規定による改正前の図書館法第五条第一項第二号に規定する図書館に関する科目のすべてを履修した者の司書となる資格については、なお従前の例による。
- 4 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

附 則 (平成二三年六月二二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五号)の公布の日＝平成二三年八月三〇日)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五の十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十一条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る。）、第五十四条（障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く。）、第六十五条（農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条（道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る。）、第一百一条（土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る。）、第一百二条（道路整備特別措置法第十八条から第二十一条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。）、第一百三、第一百五（駐車場法第四条の改正規定を除く。）、第一百七、第一百八条、第一百五（首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る。）、第一百十六（流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く。）、第一百十八（近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る。）、第一百二十（都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十条の二から第十二条の二まで、第十二条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十

四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く。）、第二百二十一条（都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及び第百四十二条の改正規定に限る。）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く。）、第二百二十八条（都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く。）、第百三十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正規定に限る。）、第百四十二条（地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る。）、第百四十五条、第百四十六条（被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く。）、第百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十一条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る。）、第百五十五条（都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る。）、第百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第百二条の改正規定を除く。）、第百五十七条、第百五十八条（景観法第五十七条の改正規定に限る。）、第百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。）並びに同法第十一条及び第十三条の改正規定に限る。）、第百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条、第十二条、第十三条、第三十六条第二項及び第五十六条の改正規定に限る。）、第百六十五条（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四条及び第二十九条の改正規定に限る。）、第百六十九条、第百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の改正規定に限る。）、第百七十四条、第百七十八条、第百八十二条（環境基本法第十六条及び第四十条の二の改正規定に限る。）及び第百八十七条（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）、同法第二十九条第四項の改正規定（「第四条第三項」を「第四条第四項」に改める部分を除く。）並びに同法第三十四条及び第三十五条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十三条、第十五条から第二十四条まで、第二十五条第一項、第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第三十条から第三十二条まで、第三十八条、第四十四条、第四十六条第一項及

び第四項、第四十七条から第四十九条まで、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十一条から第六十九条まで、第七十一条、第七十二条第一項から第三項まで、第七十四条から第七十六条まで、第七十八条、第八十条第一項及び第三項、第八十三条、第八十七条（地方税法第五百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定を除く。）、第八十九条、第九十条、第九十二条（高速自動車国道法第二十五条の改正規定に限る。）、第百一条、第百二条、第百五条から第百七条まで、第百十二条、第百十七条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）第四条第八項の改正規定に限る。）、第百十九条、第二百一条の二並びに第二百二十三条第二項の規定 平成二十四年四月一日

（平二三法七〇・平二三法一二二・一部改正）

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二三年一二月一四日法律第一二二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則 （平成二九年五月三十一日法律第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四十八条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関す

る経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年一二月一三日法律第八六号) 抄
(施行期日)

- 1 この法律は、官報の発行に関する法律(令和五年法律第八十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和七年四月一日)



図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成十三年文部科学省告示第百三十二号)の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

平成24年12月19日
文部科学大臣 田中眞紀子

目次

第一 総則

- 一 趣旨
- 二 設置の基本
- 三 運営の基本
- 四 連携・協力
- 五 著作権等の権利の保護
- 六 危機管理

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

- (一) 基本的運営方針及び事業計画
- (二) 運営の状況に関する点検及び評価等
- (三) 広報活動及び情報公開
- (四) 開館日時等
- (五) 図書館協議会
- (六) 施設・設備

2 図書館資料

- (一) 図書館資料の収集等
- (二) 図書館資料の組織化

3 図書館サービス

- (一) 貸出サービス等
- (二) 情報サービス
- (三) 地域の課題に対応したサービス
- (四) 利用者に対応したサービス
- (五) 多様な学習機会の提供
- (六) ボランティア活動等の促進

4 職員

- (一) 職員の配置等

- (二) 職員の研修
- 二 都道府県立図書館
 - 1 域内の図書館への支援
 - 2 施設・設備
 - 3 調査研究
 - 4 図書館資料
 - 5 職員
 - 6 準用
- 第三 私立図書館
 - 一 管理運営
 - 1 運営の状況に関する点検及び評価等
 - 2 広報活動及び情報公開
 - 3 開館日時
 - 4 施設・設備
 - 二 図書館資料
 - 三 図書館サービス
 - 四 職員

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- 4 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- 5 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- 1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- 1 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- 2 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を

必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一)図書館資料の収集等

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二)図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一)貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二)情報サービス

1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。

3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三)地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス）点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス）乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス）外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス）宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

1 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

1 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

（一）職員の配置等

1 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の2に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。

3 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

4 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

（二）職員の研修

1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

1 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

2 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

3 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に應えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

1 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

2 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

1 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

3 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

1 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

2 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

お問合せ先

総合教育政策局地域学習推進課

(総合教育政策局地域学習推進課)

-- 登録:平成24年12月 --

(設置)

第1条 本市における図書館基本計画(湖南省立図書館の整備に関する基本的な計画をいう。以下同じ。)の策定に当たり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、湖南省教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、湖南省図書館基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、図書館基本計画の策定に関し必要な事項について調査し、及び審議するとともに、その結果を答申する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育及び社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から図書館基本計画の策定(図書館基本計画の変更を含む。)が完了する日までとする。この場合において、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 湖南省特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年湖南省条例第48号)の一部を次の表のように改正する。

〔次のよう〕略